運 送 契 約 書

収入

印紙

えびの市議会議員選挙候補者 　　　　　　　　（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　 １台

４　使用期間

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日から

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日まで　の　　　日間

５　契約金額　　　 　　　 　　円（税込）

　　（内　訳　１日　　 　円（税込）×日間）

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

７　その他

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

車両賃貸借契約書

　えびの市議会議員選挙候補者 　　　（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、車両の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　公職選挙法第１４１条に基づき、選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号又は車両番号

３　台　　数　　 １台

４　使用期間

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日から

　　　　　令和　　　年　　　月　　　日まで　の　　　日間

５　契約金額　　　 　　　 　　円 （税込）

　　（内　訳　１日　　 　円（税込）×７日間）

６　使用上の義務等

　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

８　その他

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用自動車燃料供給契約書

　えびの市議会議員選挙候補者 　　　　　　　　　　　 　（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

　　　　　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所 ：所在地

　　　　　 　：名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号又は車両番号

４　金　　額

　　単価１㍑当り　 円（税込）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

６　その他

　　　　 令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

自動車運転契約書

　えびの市議会議員選挙候補者 　　　　　　　　　　　　 　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　　　　　令和　　年　　月　　日から

　　　　　　令和　　年　　月　　日までの　　　日間

２　契約金額　　　 　 　円

　　　　　〔１日につき 円〕

３　運転する車両の自動車登録番号又は車両番号

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

５　その他

　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員選挙長候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ビラ作成契約書

収入

印紙

　えびの市議会議員選挙候補者　　　　　　　 　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４２条第１項第６号に定めるビラ

２　数　　量　　　　　枚

３　契約金額　　　　円　（税込）

　　　　　　　（単価　　　　　円　　　銭）（税込）

４　納入期限　　令和　　　年　　　月日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第９条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲は、これに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

６　その他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

選挙運動用ポスタ―作成契約書

収入

印紙

　えびの市議会議員選挙候補者 　　　　　　　 　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　公職選挙法第１４３条に定めるポスタ―

　　　　　　　　　　　（規格　長さ４２㎝　×　幅３０㎝　）

２　数　　量　　　　 　枚

３　契約金額　　　　　 円　（税込）

　　　　　　　(単価　　　 　 　円　　　銭）（税込）

４　納入期限　　令和　　　 年　 　　月　　 　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、えびの市議会議員及びえびの市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第１３条に基づきえびの市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、えびの市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（公職の候補者に係る供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は、えびの市に請求ができない。

６　その他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　甲　　えびの市議会議員選挙候補者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　　住　　所

　　　　　　　　名称（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　印

代 表 者　　　　　　　　　　　　　　　　　印